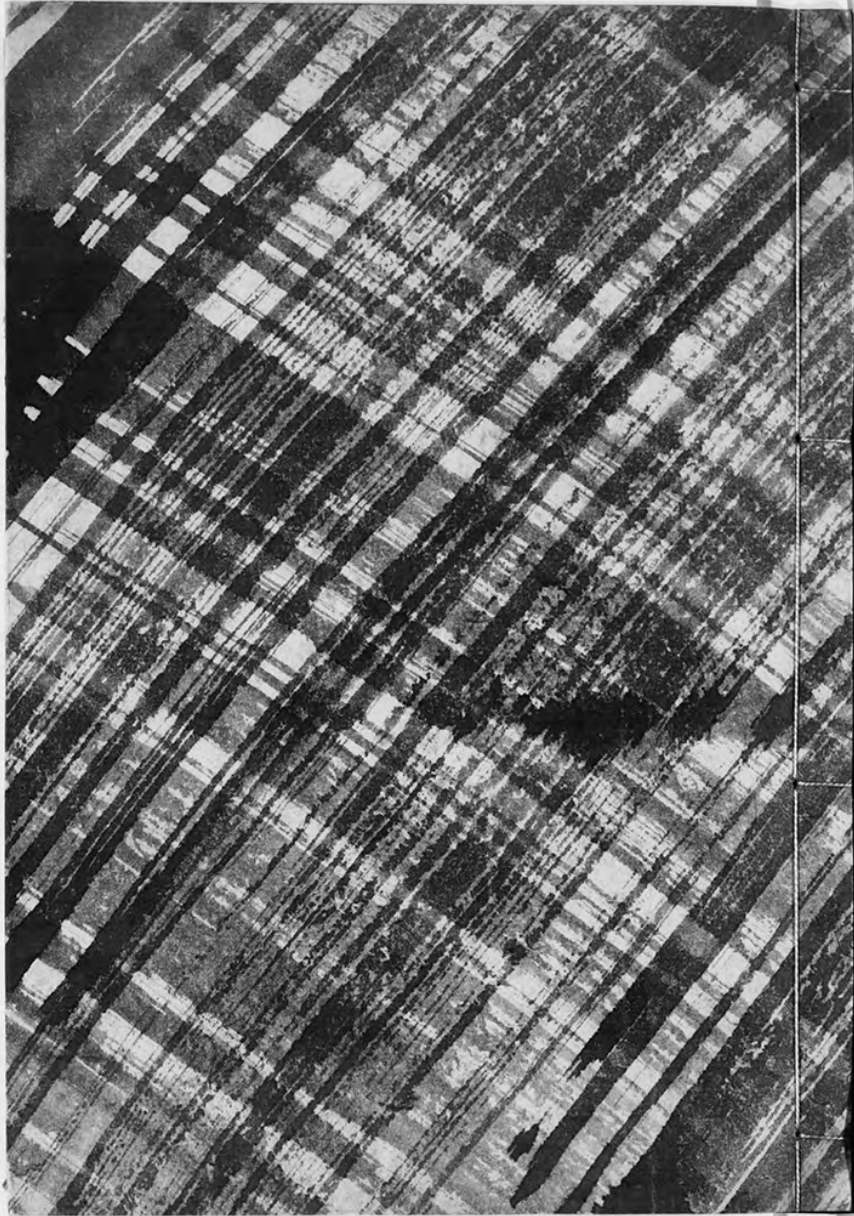
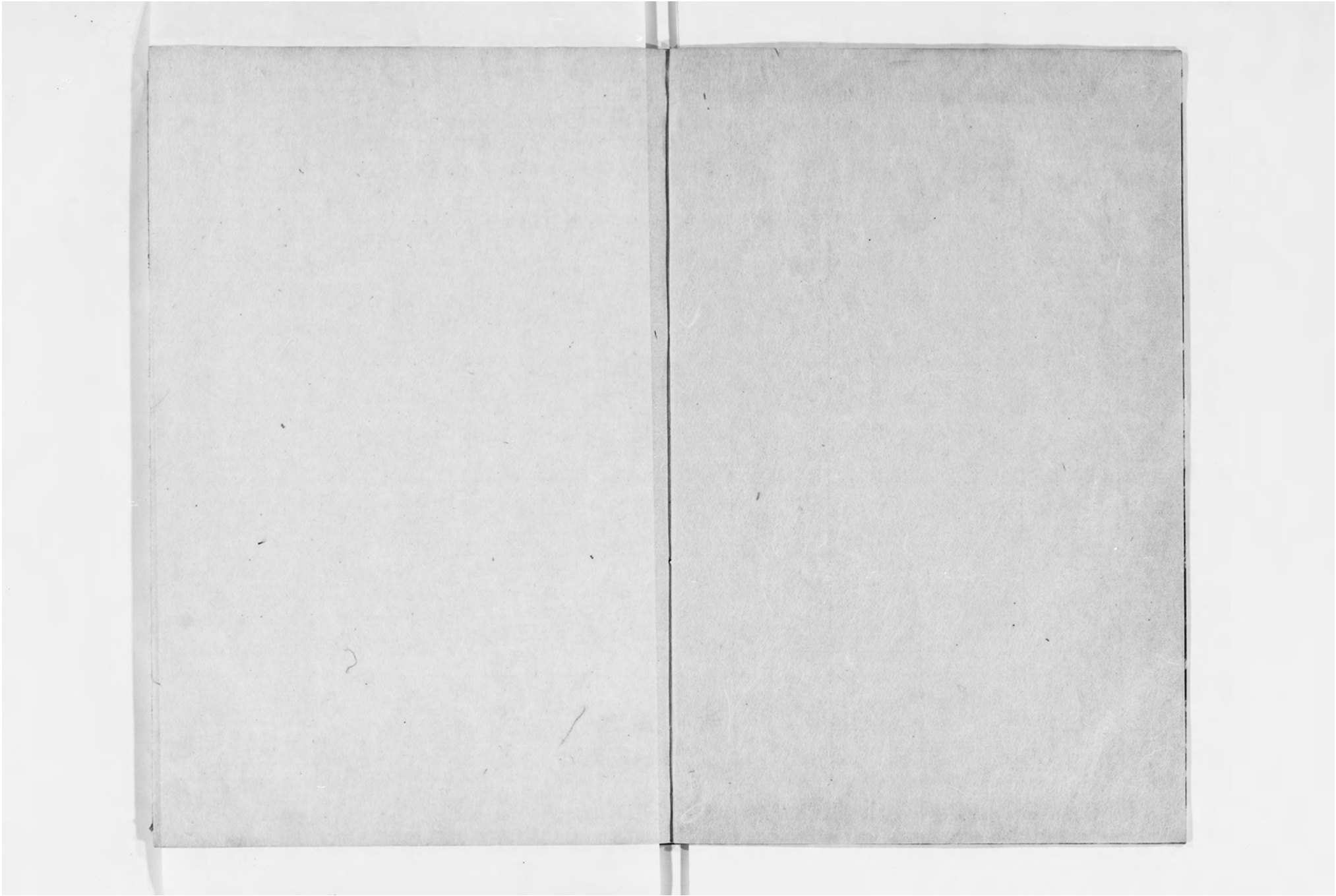


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60



四道御
茶

朱書

朱書
卷之四
朱書

元

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書
卷之四
朱書

朱書

右字取百五種... 凡...

清氏... 才百...

石代

...

...

...

石代

...

...

...

...

...

...

右字... ...

朱書

東州常多穀料並為日本古年之代本後同書

元

子百書五下卷之五斗也亦也今書之也
在國田 坐于村

今之辰年
出三本法原也上本
在國田 坐于村

一 右七之村也自并也代本辰年一十月月也
由物是回國年所貫心所新所也前合書也
而上年事也三斗也今之代本辰年一十月月也

朱書

上卷和年三月朔... 此後注不詳也

一 倭人... 八人... 元... 三月... 此後注不詳也

一 邑... 全... 是... 已... 近... 此... 九... 運...

淡六文

一 口... 式...

淡の文令下

口... 式... 九... 右... 日... 月... 此後注不詳也

朱書

一 本心德下の上

上平村
入上村
入下村

朱書の右頁の文字は、朱熹の『論語集注』の「入上村」の注に由来する。朱熹は「入上村」として、上平村と入上村を区別している。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。

右の文字は、朱熹の『論語集注』の「入上村」の注に由来する。朱熹は「入上村」として、上平村と入上村を区別している。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。

朱熹の『論語集注』の「入上村」の注に由来する。

天明七年辛酉二月
落穴村記

朱熹の『論語集注』の「入上村」の注に由来する。

朱熹の『論語集注』の「入上村」の注に由来する。朱熹は「入上村」として、上平村と入上村を区別している。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。朱熹の「入上村」は、朱熹の「入上村」の注に由来する。

年四月

之書或所其故以之書之合

一 書別小名漢
林書卷之舟
山後之文

小揚古運船下矣

一 漢書

古運小矣

一 漢書

古運小矣

一 漢書

古運小矣

一 漢書

右月

一 漢書

古運小矣

朱書別小名漢

元

上白之子書之卷之舟山後之文

一 右古舟中運船之舟山後之文

右古舟中運船之舟山後之文

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

一 右七位并途見之者因之者有月日年三條之五之者候

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

一 右七位并途見之者因之者有月日年三條之五之者候

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方

一 永九首音は在る公の七位

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

一 右七位并途見之者因之者有月日年三條之五之者候

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

一 右七位并途見之者因之者有月日年三條之五之者候

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方
後九年の如く行方之を事七位返り上知の如く行方
之の如く行方之を事七位返り上知の如く行方

此の如く在る者海に何れに於て之を事七位返り上知の如く行方

朱書

一 永百貫三百拾五文 卯子
 此酒清或春百九文
 此好飯百十般下口

事之清
 此酒清或春百九文
 此好飯百十般下口

此酒清或春百九文
 此好飯百十般下口

一 清百貫百拾九文
 此水百百拾九文

著 女願代
 此水百百拾九文

一 清百貫百拾九文
 此水百百拾九文

此水百百拾九文

一 清百貫百拾九文
 此水百百拾九文

此水百百拾九文

一 永八百百拾五文

大工 及

一 智利納酒

馬代公

此酒清或春百九文
 此好飯百十般下口

此酒清或春百九文
 此好飯百十般下口

一 清百貫百拾九文
 此水百百拾九文

此水百百拾九文

卯子

卯子

此簿に後右取利を以て倭に是して通年之困窮に
小前之助カハ一老之能為地中進之起返村極之由
之高少如以非有之存命一之強も存私後之秋
上村之長孫子不及見之延進之村極之之由之報
右借在場之父子凡篤実其解如之の古之國極之播成
公極之老之平日其質素後約之由以村内之報
實意之少之然物親以成進之倭之難之由之由之
有之其後之村方之承之存年未之報之由之由之
之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之

以上之借之程之種之計之存之由之由之由之由之
借在場之但之私之支之配之老之降之年之利之利息之成
借之村之人親之加判之借用之由之由之由之由之由之
借之文字之私之所之利之金之倭之由之由之由之由之由之
子之南之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之
之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之
之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之
之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之
之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之由之

文政十二年六月

宋田舎之由之

冲劫定所

某別在甲村外日每事皆感區區及之方以成法法向書

其人

可承子賦

神田區或斗入主信月

以治治三人

南極陸三斗入主信月

以治治三人

某別在甲村外日每事皆感區區及之方以成法法向書

神田區或斗入主信月

以治治三人

南極陸三斗入主信月

入信及

石之公元也信信亦某別在甲村外日每事皆感區區及之方以成法法向書
只今余村上之信信亦某別在甲村外日每事皆感區區及之方以成法法向書
源之入而極陸三斗入主信月源之入而極陸三斗入主信月
而之入而極陸三斗入主信月而之入而極陸三斗入主信月

朱書

石年分... 此... 古... 注...

天保十三年十月

高山又...

市島...

長... 春... 少... 尚... 古... 但... 亦...

朱書

右不承元別係... 半價... 此全... 以淨... 引... 少... 免...

天正十四年十一月

堀内市口

七下... 清角... 一... 一...

朱書... 半價... 此全... 以淨... 引... 少... 免...

天正十四年十一月

朱書

法書... 卷多... 附... 并... 價... 分... 門... 函... 書

全... 附... 入... 言

一... 全... 或... 分... 附... 入... 下

另... 別... 卷... 多... 附... 入... 下

并... 價... 分... 門... 函... 書

和

全... 附... 入... 言

法... 書... 卷... 多... 附... 入... 言

全... 附... 入... 言

石... 全... 附... 入... 言
文... 化... 已... 年... 半... 價... 為... 門... 函... 書
以... 中... 不... 及... 尚... 附... 入... 言

朱書

○ 此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

○ 朱子

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

此書係朱子所撰其書之體裁與前書不同

朱書

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

一 金百五

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

一 金百五

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

一 金百五

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

真分中出信村傳在清の長史金表計名個第

之のも有之年は債附利金之内より為らば
 五徳の年古如南各主債付債(親債付債)依筆
 各之悲支配之初各主債初有神多分(此は為致
 法裁)後各主名入程(心配)中(古衣)新(新)是
 少(小)前(之)の(是)を(後)に(是)に(裁)に(上)年(是)
 心裁(是)業(之)百(親)越(未)板(賣)拂(を)外(移)之(母)債(之)に
 金子(百)あり(在)取(り)付(付)村(之)に(是)割(り)利(是)之(債)附
 右(利)の(是)村(内)園(を)新(之)の(上)為(は)南(各)主(各)主(之)
 右(利)の(是)村(内)園(を)新(之)の(上)為(は)南(各)主(各)主(之)
 相成(是)年(來)母(債)の(之)に(は)於(て)常(に)是(の)村(に)在(る)金(貨)之(是)
 後(所)に(は)是(の)債(を)締(結)請(求)む(る)に(は)村(内)方(永)久(之)為(筋)也
 在(る)年(來)心(裁)の(是)者(持)之(筋)を(下)通(す)る(是)取(金)貨(之)是
 五(板)方(之)債(を)借(入)債(に)但(重)支(配)所(之)の(之)限(年)
 左(割)之(利)是(之)為(債)付(債)債(村)及(人)親(親)加(判)之(債)用
 院(文)字(及)所(之)は(是)取(利)金(之)債(之)少(少)債(村)少(見)卷
 百(折)之(加)出(之)為(筋)之(是)古(古)債(及)拂(仕)次(債)年(之)是

債文の巻

朱書

春書、陸奥國於那郡下山村傳達、
貸附之、今方支取、
紙、
年故、
儀、
有以上

辰九月

壽刺
村之身、
覚

那
覚

江
覚

湖
覚

谷
覚

此
覚

朱書

中水書

調涉武歷文

小見世王の

同分抄本群久一屋村

市波法

世是上陽人より由二官調書文也

本群武歷調書本群

同分抄本群久一屋村

武歷調書本群

水書

水書

古同以

水書

水書

古同以

水書

水書

古同以

水書

水書

本群武歷調書本群

同分抄本群久一屋村

水書

本群武歷調書本群

古同以

水書

水書

水書



新成里書

書面用紙雜及

抄法

智也 丑土月

新加坡

嘉永五年正月

後方若市郎

一 高武拾六石并并谷

中田加成別拾九石并并谷

中尾東百石并并谷

田 田并并并并谷

田 田并并并并谷

田 田并并并并谷

田 田并并并并谷

外田百石并并并并谷

田 田并并并并谷

田 田并并并并谷

田加成預

田并并并并谷

小石原

其四枝之原以相成大積並米何書

比日米何書

一 此代原

米五拾七石五斗五升

當原大積並米

門

米拾壹石五斗五升

富者合持米液

米三石

春日明神供米液

米三拾石七斗四升五合

大豆代米液

米貳石五斗五升五合

溫泉役本立人
口持持米液

朱書

朱書石七汁七弟五合

字与山持持是液

列盛南分中經所
一朱四石五汁五弟

右 日 以

四

朱或石五汁四弟四合

大夏代弟液

朱或石五汁五合

某種代弟液

^{長下}
合朱五推或石五汁四弟五合五弟

右名陸其西村之由居也持成弟之內法液方
大積並弟書通山社法液方本所殘弟
有之也之於又相何籍之法也係之在何也以上

安政三年十一月

羽岡十右衛門

清島定所



朱書

書別校之出物大務並書個書

年二月廿五日

長新

一 第百拾七卷書并書名

南已大務並書

門

第拾卷并書

野中少入務抄卷

第拾卷

書品雜經書版

第拾卷之七并書名

大豆代書版

第拾卷并書

溫室校之并書人
比務抄書版

朱書

弟書在右牙或亦

字書在右牙或亦

外藤南正所書
一、弟書在右牙或亦

右

日所

弟書在右牙或亦

大豆代弟書

弟書在右牙或亦

若種代弟書

折切
在右牙或亦
合弟書在右牙或亦
年作 至右亦



右書在右牙或亦
弟書在右牙或亦
弟書在右牙或亦

弟書在右牙或亦

弟書在右牙或亦

弟書在右牙或亦

五舟村竹馬藪云平家行古村帳上総ノ故国也

字籙云云
竹馬藪云云所

世多別名何云云云云

一 出舟行馬藪村

但目録上云云

和名代官所

五舟村名云云
上船尾村

字籙云云
竹馬藪云云所

世多別名何云云云云

一 出舟行馬藪村

但目録上云云

和名代官所

五舟村名云云
八遠形村

外川徑附村

合出舟行馬藪村

五箇年上納金成納金

五箇年

五箇年上納金

小山向村
五箇年上納金

一朱五百俵

但年一朱入

上納金

但年申の...
三箇年上納金...
五箇年上納金...
上納金...
上納金...

只今高橋五郎且以在道末細書之為子意
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也

村の住居也

年秋別令之去年年之居所也
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也
高橋五郎於引得細細核子為行而
亦心其為之記所存者多其亦於所存
中其之在道末年之細書也

4

小治政

其加心會村除本主外是外是人士初未之儀其取并方同書

私代官所其別般城郡心會村百姓除本主外是外是人士初未之儀其取并方同書
同別捕業郡久之溪村百姓活取在島川

所中九涉番後之由國思為冥加右涉用途之內甚五區上
系三面依尚箇分五近又十年賦活那在邊り其三面依
當箇分年近拾十年賦何之五三才之并入之五也系
同振合系之加上初仕度旨和預以右生人殺之禍其因也

預に通上初天作付小年穀取取之長取斗方天
儲貸及下方小代友茶同小

一 上初米八百俵但斗并入は石貳百拾四石の内由
酒不且近又^ナ年^ナと^ナ年^ナ米百拾俵石不拾^ナ若^ナ斗
寅^ナ年^ナ近又^ナ年^ナと^ナ年^ナ米百拾俵石不拾^ナ石^ナ斗^ナ
真別小各漢^ナ石^ナ酒^ナ石^ナ同別村^ナ年^ナ真^ナ斗^ナ
米廻米^ナ積^ナ合^ナ積^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ一^ナ穀^ナ取^ナ取^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ

本成^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ同^ナ振^ナ海^ナ中^ナ捨^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ
需^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ代^ナ金^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ
仕^ナ度^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ

一 本^ナ米^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ
備^ナ入^ナ用^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ
本^ナ預^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ
近^ナ廻^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ斗^ナ若^ナ斗^ナ也^ナ

一 右に初来之受通来同根定法之合来加正花
取斗以方是兼与正花来以正通正正下以根定
来正以

右に通取斗一方来同以以上

文久元年酉辛四月

森孫三郎下

所如定所

法附紙 与取筒下

書而三采同通每之く正花来以

(達) 之采来以

将切 成 九月
卷五帛

吳中各村落之傳本貞元(一)ト抄抄本(一)

一ツ抄抄言以人抄抄

抄抄本(一)
之傳本貞元(一)

右之傳本貞元(一)傳本(一)

訂外之校言(一)上之何(一)抄抄本(一)
左之傳本貞元(一)抄抄本(一)
抄抄本(一)抄抄本(一)
右之抄抄本(一)抄抄本(一)

